

改正後	改正前
別表（第14条関係） 【別記1 参照】	別表（第14条関係） 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

区 分		利用料金の額
施設	大広間	無料（第10条第2項に規定する者（60歳以上の市外居住者に限る。）に該当するときは、1人当たり100円とする。）
	機能回復訓練室	
	娯楽談話室	
	図書室	
	生活・健康相談室	
	ミーティングルーム	
	多目的室	
附属設備	浴場	1人当たり1日につき、100円（規則で定めるところにより月を単位として500円とすることができる。）
	カラオケセット	1団体につき、1時間500円

改正前

区 分		利用料金の額
施設	大広間	無料（第10条第2項に規定する者（60歳以上の市外居住者に限る。）に該当するときは、1人当たり100円とする。）
	機能回復訓練室	
	娯楽談話室	
	図書室	
	生活・健康相談室	
	ミーティングルーム	
附属設備	浴場	1人当たり1日につき、100円（規則で定めるところにより月を単位として500円とすることができる。）
	カラオケセット	1団体につき、1時間500円

